

第 1 1 期中野区健康福祉審議会 障害部会（第 2 回）

開 催 日 令和 8 年 5 月 2 6 日（火）午後 7 時～午後 9 時

開催場所 中野区役所 6 0 1 ～ 6 0 2 会議室（6 階）

出 席 者 <障害部会委員>

綿 祐二、伊藤 かおり、伊藤 廣昭、上西 陽子、北垣 倫子、中村 敏彦、
松田 和也、田村 三太、保田 響

<事務局>

健康福祉部 障害福祉課長 高津 麻子

健康福祉部 障害福祉サービス担当課長 堤 文音

健康福祉部 福祉推進課長 細野 修一

【議 事】

○綿部会長

それでは、お時間になりましたので、ただいまより第 1 1 期中野区健康福祉審議会、第 2 回の障害部会を開催したいと思います。

それでは、お手元の次第に沿って進めていきますので、よろしくお願いいたします。

○高津障害福祉課長

まず資料の確認をさせていただきます。事前に郵送しました資料は、資料 1、資料 2－1、2－2、資料 3、資料 4－1、資料 4－2、資料 4－3、4－4、4－5、4－6、資料 5、資料 6 でございます。参考資料は 4 種類ございます。また、当日資料は 3 種類ございます。

会議の成立について、本日は、委員全員にご出席いただいておりますので、部会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日 2 名の方が傍聴を希望されております。審議会は、個人情報保護の特別な理由を除き、積極的に公開し、透明性を確保するが原則となっております。ここで、本日の審議会の運営について、お諮りいたします。原則のとおり、傍聴を認めるということではよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○綿部会長

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、今日は議事が 6 つと多いです。また忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議題 1 「令和 7 年度『健康福祉に関する意識調査』の実施結果について」、事務局よりお願いします。

○細野福祉推進課長

福祉推進課の細野よりご説明いたします。

資料 1－1 「令和 7 年度健康福祉に関する意識調査」の実施結果についてです。こちらは、健康福祉施策にかかる区民の実態とニーズを把握して、今後の事業の見直し、改善、目標の達成度をはかる指標として活用するとともに、中野区地域福祉計画や、様々な

計画の検討に資することを目的とするものです。

「3 調査の概要」ですが、3,000人対象にして、1,090人の方から回答をいただきました。「5 調査結果」は、令和4年度と比較して、変化が大きかった項目を掲げております。

冊子をお開きいただくと、目次があり、ローマ数字Ⅲに「調査結果の分析」とあって、「1 地域活動について」、「2 医療・健康について」、「3 制度等について」、「4 相談窓口について」、「5 その他」、自由意見となっています。全てをご紹介することはできないので、この部会の関連するところをご紹介します。

41ページ、「1 地域活動について」では、「1.12 障害がある人となない人が共に地域社会で暮らしていくために重要な行政施策」という設問です。この見方ですけれども、四角囲みに、行政の施策として重要だと思うものを三つ選んでいただいた答えがグラフになっています。四角囲みの上に、障害のある人となない人が共に地域共生社会で暮らしていくために重要な行政施策は「障害のある子どもの相談・支援体制や学校教育の充実」が最も高いとの記載がありますが、これが設問の分析で、その項目ごとに、グラフを眺めていただければと思います。四角囲みの下には、さらに説明書きをしていて、重要な行政施策は、障害のある子どもの相談・支援体制や学校教育の充実が高く、次に、相談員やホームヘルパー等の住宅サービスの充実が高い結果となっています。このようにご覧いただければと思います。

もう一つ、「2 医療・健康について」では、65ページ、「2.7 パラリンピックや障害者スポーツを理解し広めるために区が重点的に行うべきこと」では、「区報やホームページ等に障害者スポーツを紹介するなどの普及・宣伝活動」が必要とお答えになった方が5割いらっしゃいました。

そして、125ページからは、「3 制度等について」になります。「3.1 障害者差別解消法」の認知度について、＜知っている＞人は2割半ばでした。

続きまして、129ページ、「3.2 障害者差別の解消に向けて、中野区が特に力を入れるべきこと」という設問では、「区民向けの啓発活動」「中野区公式ホームページ・区報による啓発」が4割台前半でした。

さらに、142ページ「4 相談窓口について」、「4.1 健康福祉の相談機関の身近さ」では、この身近に感じる割合は、「すこやか」が1割半ば、「区活」が約2割でした。

そして、今回新しく設けた設問が133ページ「3.4 障害者虐待防止センターの認知度」です。「知っていた」方は約1割でした。

最後に、148ページ「5 その他」では自由意見欄をまとめてみましたので、こちらも参考にご覧いただければと思います。障害福祉については、149ページに意見があり、ここでは三つ掲げておりますが、キーワードだけ言わせていただくと、「伝わらないこと」、「手続きが煩雑であること」、「より啓発を進めていただきたい」と理解しています。

令和7年度健康福祉に関する意識調査について、説明は以上でございます。

○綿部会長

ありがとうございました。それでは、今のご説明を受けまして、ご意見、ご質問等をお願いします。

○伊藤（か）委員

有効回答率が36.3%で、とても努力をしていただいた結果かなと思っているのですが、回答率を上げるための方法として、どのようなことをされたのでしょうか。

また前回と比べて回収率は、上がっているのか、上がっていないのかも教えてもらってよろしいでしょうか。

○細野福祉推進課長

前回調査と標本数は一緒ですが、前回回答数は980人で、回答率は32.7%でしたので、今回は回収率としては増加が見られたということです。

周知の方法については、区報とホームページ等で変わりませんが、ウェブ回答の割合が増加しておりまして、今回は43%がウェブ回答でした。ですので、今後については、回答のしやすさをより追及していきたいと思います。工夫したこととしては、若干設問を入れ替えてはいるのですが、設問数が多いと答えてもらえないことがありますので、継続性は維持しつつ、全体の設問数が大きくならないような工夫はさせていただいたところ です。

○伊藤（か）委員

ウェブ回答が少し増えたということが、前回よりも上回ったというところがあるのかもしれないなと思いながら、今後そういったことも考えつつ、36.3%より上げていったほうが、いろいろな見る精度が深くなると思うので、引き続き、上げていく努力も必要かと思いました。

もう一つが、ウェブ回答をしてくださっているのは、やっぱり保護者の方になるのでしょうか。ご本人と言っては変ですけど、その辺はどのぐらいが本人回答をしていただけなのかというところが、少し気になるころではあります。

○細野福祉推進課長

こちらの健康福祉に関する意識調査は、基本、ご本人だと考えています。18歳、19歳の回答数は7人ですけれども、20代が112人で、以下ずっと年代ごとにそれぞれ数字があるので、基本、ご本人が回答してくださったのかなと考えてはおります。

○伊藤（か）委員

ありがとうございます。

○綿部会長

では、お願いします。

○上西委員

健康・福祉に関する意識調査は、障害を持っている方ではなく、本当に一般の区民の中で抽出したということよろしいですか。

○細野福祉推進課長

はい。そうです。

○上西委員

155ページのところ、日常的に家族の介護をしているかという項目で、「はい」が6.7%、「いいえ」が89.7%ですが、私たちのように、障害をお持ちの方と日常接していると、本当に障害を持っている方が増加しているイメージがあるので、家族の介護とか、障害を持っている人たちの介護とかの数が多いように感じるのですけれども、区民の方から見ると、本当に家族の介護をしているのは少ないと把握してよい数でしょうか。

○細野福祉推進課長

これをお答えになった方ということになりますので、3,000人のうちの1,000人の、さらに割合ということなのですが、統計としては一定程度信頼をおけるものかとは考えています。

○上西委員

本当に真っただ中にいる方ではなくて、一般の方の意識と捉えてよろしいのですね。

○細野福祉推進課長

はい、そうです。

○上西委員

ありがとうございます。

○綿部会長

これはまさに一般の方へのご質問ですから、これを見ていただいて、本当に障害って関心ないのだということが、あからさまに出ていることなのではないでしょうか。いろいろ法律もそうですが世の中の人、障害の中の今の認識というのは、どこもそういうものかなという感覚なのかと痛感させられます。そのほか、いかがでしょうか。

○伊藤（廣）委員

私は、すこやか福祉センターで管理職として仕事をしていたものですから、142ページの相談窓口について、すこやか福祉センターと区民活動センター、すこやか福祉センターには障害者相談支援事業所や地域包括支援センターと一緒に設置されているところもありますが、この身近に感じる割合が、こんなに少ないのだと改めて感じました。

ただ、このグラフを見ると、やはり必要な年代のところが高い、あるいは低いという形になっているので、これをできるだけ平均して高い数値にもっていく必要があるのだろうと思っています。

あと、障害者支援事業所は、ここには入っていないですね。

○細野福祉推進課長

入っていません。

○伊藤（廣）委員

そうですね。障害者支援事業所が入ると、障害部会なので、少し違ってくるのかなと少し感じたところがありました。やはりもう少し認知度が、高くなる必要があるのかなと感じています。

○綿部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○中村委員

意識調査は、とても重要でしょうし、これからの課題に向かうということについては、とても参考になるのだと思います。先ほどもありましたように、障害に関する関心が低いと、制度のことをご存じの方は、大体2割から2割5分ぐらいですか。

それに対して、我々、障害分野を議論していくわけなのですが、どういう対策をとっていくかということが、やっぱり非常に重要なことになると思うのです。

これは、関係者、それから直接関わっている人たちだけではなく、区民にどう広げていくかが大きな課題になっていくと思うので、その辺を具体的に計画に落とすときに、いわゆる数字の目標だけではなくて、理念についても、しっかり啓蒙していく必要があるのではないかと考えています。障害者権利条約の部分についても、しっかりと区民に学ぶ機会をつくっていくとか、そういう国際的な取組も採用しながら、計画に反映させていくことが、とても重要な取組になるのではないかと考えて聞いていました。

○綿部会長

事務局、いかがですか。

○細野福祉推進課長

次のところで、施策の取組状況がありますが、中村委員がおっしゃった啓蒙活動や、より広めていく活動は、大変重要と理解していますが、実際にそれが浸透し切れていない課題や、成果指標にあらわれて反映できていないという課題があるので、引き続き広めていくとともに、やり方などについても高めていきたいと考えています。そのためのご意見などをたくさんいただいて、新しい計画改定につなげていきたいと思います。ありがとうございます。

○綿部会長

ありがとうございます。

今のお話はとても大切で、ここは障害の専門家の皆さんが集まっているので、いつもお隣には障害の利用者の方がいるわけです。そうすると、それが当たり前になっていってしまうのだけれども、世の中は、障害者の人たちを全く見たこともない、会ったこともない、逆に言えば、相互理解ができないと、逆に差別とか、例えば虐待があったって、それをどこに通報していいかわからない。我々は、虐待防止センターがどこにあると分かるのだけれども、施設の中に、よく「ここに通報しましょう」と貼ってありますが、何か起こったときに、通報しなければいけないのだという周知するのを感じます。虐待防止センターを知っている人は、1割しかいない。世の中にどうやって周知していくか、本当に重要かと思います。公募委員の方は、どこにあるか知っていましたか。

○保田委員

どこにあるかまでは知らないです。

○綿部会長

センター自体は知らない、資料を見て何か率直な感想を保田委員、お願いします。

○保田委員

直接の答えになっているかわからないですけど、先ほどペラペラめくっていたのは、146ページの犯罪被害者に対する相談窓口です。障害部会とはちょっと役割が違いますが、「知っている」でも、やはり場所を知らないとなると、いざ必要なときに、選択肢に上らないです。特にそういう極限状態にある方は、ここに行こうと、多分いろいろストレスとかを抱えていると出てこない気がします。今、私が申し上げたように、「名前は聞いたことがあるけど」だと、事実上まだ利用に本当につながるべき人がつながるには至らないのかなと思ったので、名前は聞いたことあって知っているけど、場所

は知らない方は、知っているし、場所も知っているという方に取り込んでいけるかが大事なのかなと、お話を聞いていて思いました。

○綿部会長

なるほど。田村委員もぜひお願いします。

○田村委員

私もやはり、たくさんの知るべき情報がある中で、それを区民が全部認知していくのは、難しいことだと思うのです。ですので、その知ろう、知りたいと思えるかどうか、一つ大切だなと思っています。ヤングケアラーは、結構みんな知っているのだと、6割が聞いたこともあって、概要も知っているというのは、関心があるからなのかなと思います。もちろんニュースとかでやっているというのものもあるかもしれませんが、もう少し、そもそも関心を持ってもらうべきなのかなと、ずっと思いながら聞いていました。

○綿部会長

身近に感じられるというのは、とても大切なのでしょうね。何か比較していくと、ヤングケアラーはよく知っているけれども、障害者のことは知らないのでしょう。きっと障害者って、身近ではないのだとか、それを戦略的に広げていかないと、きっと駄目なのだろうなと思いました。

では、議題2「令和7年度の中野区地域福祉計画の進捗状況について」、事務局よりご説明をお願いします。

○細野福祉推進課長

では、引き続き、細野よりご説明させていただきます。資料2-1「令和7年度中野区地域福祉計画の進捗状況について」ですが、地域福祉計画は、子ども、若者、高齢者や障害のある方などが関わる各施策を推進する上で、共通して取り組むべき事項を定めております。そのため、本部会の検討にも関連するものと考えまして、ご報告させていただくものです。

趣旨は、「中野区地域福祉計画」の進捗管理のために、計画に位置づけた「主な取組」の進捗状況、実績について報告させていただくものです。

(3) 自己評価結果とありますが、この計画が施策1から8まで8つの施策があって、そこに対する主な取組が、これだけあるということです。評価は、○、△、×で、○は予定どおり実施ということで、全ての取組を実施したということで、全部○になっています。

ただ、全部○というと、何か全部施策がパーフェクトのような、そんなような印象もお持ちになってしまうかもしれませんが、ここでは客観視して見ていただきたいです。2ページ目に、(4) 成果指標の進捗状況では、事業は実施したが、この各施策の成果指標に対してどうだったかという分析をしています。左の列に、施策1から8まで施策名が並んでいて、真ん中ほどに「計画策定時」の数字があります。これは、令和4年度の計画をつくったときの、この施策のそれぞれの数値で、それが現状どうなったのかが、右のほうで見られるようになっております。

例えば、施策1の「国籍や文化、年齢、障害、性別などが異なる多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されていると思う区民の割合」は、計画の策定時は48.2%で、令和7年度は45.3%と低下をしていて、目標は66%であるとお読み取りいただければと思います。計画策定時よりも現状が低下していることから、進捗区分に△

がついています。ここを見ると、自己評価で全部○だったものが、ここでは△が7つで、施策の半分に△がついた状況でした。事業が必ずしも成果指標に対しては直接効果を上げられていない状況もあるとお読み取りいただければと存じます。

資料2-2は、8つの施策に主な取組がありますと申し上げましたが、目次をご覧いただいて、例えば、施策1の「人権の尊重と権利擁護の推進」では、高齢者・障害者の権利に関する施策の充実や、虐待防止に関する取組を掲げています。また、施策4の「交流の場や機会の充実」では、障害者との交流機会の充実などを挙げています。それから施策7の「包括的な相談支援体制の充実」では、障害者の相談支援体制の強化、施策8の適切な福祉サービス・医療を受けられる環境整備では、障害者の地域生活を支える拠点整備などを挙げています。

2ページの「高齢者・障害者の虐待防止施策の充実」の取組内容は三つあり、「(1)精神科医、弁護士等の専門職や関係機関と連携を深め、虐待防止研修の実施及び各種研修への参加促進等により、虐待対応に関わる職員のスキルアップを図ります」となっています。これについて、令和7年度の取組状況と自己評価の欄では、何をしたということに記載しています。これに対して、今後の課題については、ここでは向上に向けた取組を継続させると分析しています。

また、啓発事業等を行った場合は、事業実績や参加人数、参加者アンケートなどの主な感想があるものは記載をし、より具体的にお伝えできるようにしています。

例えば4ページ、「高齢者・障害者の権利に関する施策の充実」の取組内容「(2)多様な障害の特性や合理的配慮についての理解促進を目的とした、区民向け講演会や意見交換会等を実施し、障害者に対する差別の解消を図ります」については、事業実績としてワークショップをこれだけ実施し、参加が何人いたかをお読み取りいただければと思います。結構分量が多いのですが、この進捗状況報告を踏まえて、各部会でのご意見等も踏まえて、今後の施策の改善等に役立てていきたいと考えています。

大変簡単でございますが、説明は以上です。

○綿部会長

ありがとうございます。では、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。

○伊藤（か）委員

目標値の66%や100%は、こういった形でこの数値を出されているのでしょうか。

○細野福祉推進課長

計画策定時の数値を基本にして、目標なので高めていこうと考えていて、どれだけ上げられるか、例えば1年に5%ずつなのかと考えて設定したり、100%といているところは、現状が100ですので、それをずっと維持していくという考え方だったり、増加率や、様々な要因を考えて、それぞれの施策ごとにつくっています。この施策の各所管において、どのぐらい目指すべき、または目指せるという数字を計算して、この目標値を定めています。

○伊藤（か）委員

分かりました。この数値が、多分、いろいろな予算とも関わってくるのかなと思って、年度ごとにどう上げていくという考え方もあるということですか。

○細野福祉推進課長
目標値ですね。

○伊藤（か）委員
はい。

○細野福祉推進課長

目標値が現状とかけ離れ過ぎてしまっている場合は、そこまでの施策が足りないところがあったということかと思いますので、より対策を考えるなり、改善を図っていくように活用してございます。

○伊藤（か）委員

ありがとうございます。よく分かりましたが、もちろん目標値は上げるべきとなると思うのですが、ある程度少し大胆に考えたら、もう少し重点にしておくところと、ここは今、現状維持のところを考えていくとか、何か緩急というものも、予算の絡みも含めて考えることが必要なのかなと現実的に思ったところです。ありがとうございます。

○細野福祉推進課長

はい。ありがとうございます。

○綿部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。保田委員お願いします。

○保田委員

保田です。先ほどのこの意識調査報告書と、この施策の取組状況については、相互に関係するのかなと、資料を並べて読んでいたのですが、例えば資料2-2の26ページでは、支援体制の充実に取り組んでいくところが今後の課題に挙げられていると思うのですが、例えば、この発達に課題がある子どもたちの支援体制の充実について言えば、今後の課題では「連携を強化する」と書いてありますが、このアンケートで、そもそも相談場所を知りませんという方が、例えば、すこやか福祉センターだと、58.4%が「どんな相談ができる窓口なのか知らない」と回答されていて、問題が見えているかなと思ったので、何か周知にも努めていくみたいなのが、今後の課題のところに盛り込まれると、この意識調査の報告書を生かした形になるのかなと思いました。

全部照合したわけではないのですが、何かこの意識調査の報告書で挙げた問題も、この今後の課題欄に書き込めたらいいのかなと思いました。

○綿部会長

いかがでしょうか。

○細野福祉推進課長

ありがとうございます。今後の検討では、両方もちろん併せて検討していくので、中野区として認識している課題は両方を併せたものになると思います。

本来それがここに反映されているべきかとも思いますが、ここでの検討の素材として出させていただいておりますので、評価の仕方については、今後の、先の計画改定に向けた議論の中で考えていきたいと思います。

○綿部会長

ありがとうございます。三つ目の議題が障害者調査ですので、当事者の皆さんの声が入ってきます。自己評価が本当に果たして○かなといつも思っています。ちょっと厳しい言い方をするけれども、やっている風、やったことが○であれば、例えば、先ほどの障害理解の促進ワークショップをやりましたは、とてもいいことなのですが、区民向けの参加者が19人です。それではさきほどの、障害者が認識されないだろうなという話になります。でも、自己評価はできたということになっている、率直な感想を言えば、いや、できていないでしょうという話です。つまり、それを厳しく見るか、いや、やったから○だよという自己評価なのかというのは、僕はとても大切な議論だと思っています。やることが○なのか、効果が○なのかということは、また全然違う話だと思っています。

だから、評価については一度、本当は議論をしていかないと、いつもみんな○なのですが調査では、障害者を知らないよ、1割しか知らないという状態に、絶対に結びついてくるだろうなと思います。

同じことが、先ほど保田委員が発言されたように、つなげてこれを考えていかないと、結局、こっちを上げましょうといっても、啓発、中野区民の参加が19人であれば、さらにこの中に事業所の方が何人いるのですかという話になれば、下手をすれば区民は19人のうちの何人だろうとなります。だから、もう1回何か検討することも、一度あるのかなと思ったところです。今、保田委員の話を聞きながら思ったところを、率直にお話をさせていただきました。

そのほか、いかがでしょうか。ここは多分グッと絞られてくる障害者当事者のデータになってくるので、ぜひ率直なご意見もいただければと思います。

それでは、第3議題の令和7年度「障害福祉サービス意向調査」の実施結果について、事務局よりお願いします。

○高津障害福祉課長

それでは、「令和7年度（2025年度）『障害福祉サービス意向調査』の実施結果について」、ご説明いたします。紫色の冊子をご覧ください。この意向調査の概要については資料3をもとにご説明します。

本調査は、障害者の健康福祉サービスの利用実態や今後の利用意向を調査することを目的として、令和7年9月19日から10月10日にかけて実施いたしました。調査の対象は、令和7年8月1日を基準日として、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している中野区民、児童、施設入所者等であり、調査標本数は延2,320人でしたが、有効回収数としましては1,172名で、回収率は50.5%でした。

調査結果について、前回の令和4年度の調査結果と比較して変化が大きかった項目と、新規の設問や選択肢を変更した設問がございますので、そのほか特徴的な項目を調査別にピックアップして、資料3に記載しております。

まず、(1)の障害者調査をご覧ください。④及び⑤で就労に関する設問の結果を冊子の50ページ及び51ページに記載しております。現在の就労形態を問う設問では、「常勤の会社員、公務員、団体職員」という回答が46.4%を占めており前回よりも6.1ポイント増加しました。

また、54ページ、55ページの仕事や職場への不安や不満の有無を問う設問では、「いいえ（ない）」という回答が60.3%になっており、前回より5.6%増加していることから、一人ひとりに合った就労支援を行うことができているのではないかと考えております。

引き続き、⑤で、障害者が働くための環境整備の設問もしていますが、その回答も踏まえまして、就労支援を推進していく所存でございます。

今度は８９ページをご覧ください。資料３⑧に記載しております障害者差別解消法の認知度については、前回の調査結果より「知らない」と回答した割合が８．２％増加しました。この後、障害福祉計画の進捗状況でも記載していますが、中野区では、出前講座や障害の理解促進、ふれあい交流事業、リーフレット配布等により、この法律の周知、啓発や障害の理解・促進を図ってきてはいるものの、このような結果となっております。その理由の一つとして、今申し上げました事業につきましては、小中学生を対象としたものが多い一方で、この調査自体は障害当事者を対象としていることから、取組と調査結果とで乖離が見られているというところも原因であると考えています。そのため、今後、障害当事者に向けた啓発の強化についても検討していく必要があると考えてございます。

次に、(２)の施設入所者調査についてです。冊子は、１０９ページになります調査項目のうち、今後の生活したい場所を問う設問では、現在のように入所施設で暮らしたいという方が最も多く、７０．４％でした。経年比較で見ると、これまで５０％台でこの回答は推移しておりましたが、今回の調査では約２０ポイント増加しました。この理由として、当事者の重度化及び高齢化により、地域での生活が困難となってきたことや、長期間にわたる入所生活による慣れなどにより、地域移行という環境変化を望んでいないと考えていらっしゃる方が増えてきているのではないかと考えています。

最後に、(３)の発達支援等調査です。前回調査結果と比較して、今回の結果では、児童発達支援の利用日数及び希望する利用日数、放課後等デイサービスの利用日数及び希望する利用日数の頻度が高くなっている傾向がありました。資料の２ページ目から３ページにかけての①から④に記載しております。児童発達支援の利用日数は、「週に１回」が最も多く、２８．７％、「週に２回」も前回より増加し、「月に２、３回」、頻度が低いものについては、前回調査から１７．２ポイント減少しています。希望する利用日数につきましても、「週に２日」が大きく増加し、頻度の少ない「月に２、３回」というのは１１．９％減少しました。放課後等デイサービスも同様に、利用日数及び希望する利用日数とともに、頻度の高い選択肢である「週に５日」や「週に４日」などの割合が増加し、「週に１日」の割合が減少いたしました。

議題（３）のご説明は以上でございます。

○綿部会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○保田委員

前提のところで、これは何か確固たる意見ではないのですが、教えていただけるのであれば、障害者調査は障害者手帳あるいは福祉サービスを利用されている区民が基準で、他方で、医学的には障害者だけれども、障害者手帳の申請などはしていない方も世の中にいらっしゃるかなと考えています。アンケートでよくあると聞いたのですが、例えば健康に関する調査だと、健康に意識が高い人は積極的に回答するけれども、特にどうでもいいと思っている人は無視すると聞きます。それを今回に当てはめると、やっぱりそもそも障害者手帳を申請、所持されている、サービスを利用されている方は、相当、ご自分の事として、その福祉制度について精通されて、いろいろ知っているのも、健康や福祉に関心がある方が、この調査に回答されているのかなと思いました。

先ほどの障害者手帳を持っていないけれど、医学的には障害者である方もいらっしゃるだろうということを考えると、そうした方が、このアンケート項目をどう考えている

のかをもし知ることができれば、中野区の福祉施策に、より生かしていくことができるのかなと思いました。

そこまで大風呂敷を広げながら、じゃあ、どうしたらいいかというのを考えられていないのですが、例えば自立支援を使っている人も、その調査対象に含めてもよいかもしれません。ただ、そうしてしまうと経年変化を見るのにちょっとややこしくなるというのもあると思うので、どれぐらい、このアンケートの中身や調査対象を変えることができるのかは分からないのですが、調査基準に引っかからないけれども、この調査をする必要がある方をどう拾い上げていけるのかを、今後、何か考えていけたらいいのかなと思いました。

○綿部会長

事務局、いかがでしょうか。

○堤障害福祉サービス担当課長

まず、数字として拾えるのかどうか分からないですけど、対象者は確かに経年ずっと見ているものなので、大きく変えると少し比較が難しくなるところがあると思いますが、対象者についてはこの次の計画の時には見直してもいいかもしれませんが、とりあえずは手帳を持っている人で、サービスを利用されている方について、お伺いできればと思っております。

○保田委員

ありがとうございます。

○綿部会長

多分、経年変化を追うことはとても大切ではありますが、変えないところと新たにというところは入れないと、ずっと変わっていかないかなというところはあるので、そこから経年変化を見ていけばいいのではないのでしょうか。

法律が変わるときに、いつも思うのですが、今年雇用率が変わりますよね。7月から法定雇用率が変わるのですが、それで増えていくというのはありますよね。そうすると、法定雇用率が上がったときに、本当に障害者の人たちはうまく就労につながったのかを考えていかないと、結局、法律は変わったけれども、どうだろうとか考える必要があります。法定雇用率の問題って、手帳を持っていないとなかなかできないじゃないですか。そうすると、この手帳を持っている人たちはどうだ、手帳を持っていない人はどうだという話は、結構、出てくるのだろうなと思いました。

ほかの委員の皆さん、どうでしょうか。田村委員、お願いします。

○田村委員

設問で比較が難しいなと思うのが、54ページの仕事や職場への不安や不満で、現在の仕事に関して不平、不満がありますかという設問で、厚労省の「強い不安・ストレスを感じていますか」設問に、7割ぐらいの国民が「感じている」という回答をしています。でも、区の設問では「強い不安」と言っていないのに、感じている人が多いです。文言によって、データがすごく変わってくるのかなと思いますし、それも障害特性でそう感じやすいのかと、結果の解釈が難しいなと率直に感じたところです。

不満を感じて、不満「いいえ」が6割だから、結果として、「いいね」で終わっていいのかどうかというところが、解釈が難しいなと少し感じたところです。

○綿部会長

特に愛の手帳所持者は85%が「不安がない」と答えています。それは答えていないことにならないでしょうみたいな話とか、いろいろな分析が、多分、考察の中では、きっとできるのだろうなと思うのですが、事務局、いかがでしょうか。

○高津障害福祉課長

調査の聞き方というところでは、いろいろな方に答えていただきたいところがありますが、聞き方を難しくすると回収率が下がってしまうところがあります。選択肢がこの三つでは、正確な数値がとれないのではないかと、多面で考えると、どこがいのだろうかというのはいろいろあるかと思います。手帳の種類や、障害の等級ごとに設問を変えることは特段していませんので、皆さんが答えやすいような選択肢や回答の設問になってしまう傾向はあるかなと思います。ここで言いますと、手帳の種類によって、感じ方が違いますので、この先、もし掘り下げていけるものがあるとするれば、愛の手帳を所持している方は満足していますよということですが、それ以外の、精神障害者保健福祉手帳の所持者の方は、不満があるという割合が高いので、それはなぜなのかといったところを、調査していくような検討ができればいいかなと考えています。

○綿部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。伊藤委員。

○伊藤（廣）委員

質問ではなく、実情も併せて、ご紹介をさせてください。

実は昨年度から、小学生の子どもたちに、障害の理解促進で、夏休みに授業を開始したところです。基本的には3年間やっていって、その成果を見ていこうというものです。中身は、中野区内にある事業所がどんなことをやっているか、事業所体験を行っています。ただ、100人とか200人という数にはなかなかならないので、数として大きくはないのですが、やっています。

それからもう1点が、盲導犬のふれあい体験をやっています。特定の障害にはなりませんが、小学生に障害を一つずつ理解してもらうといったことを、中野区と中野区から委託を受けている事業で共催しながらやっています。

それからあともう1点が、就労支援ですが、実はこれも中野区から委託を受けて、就労支援センターが企業の中で、こういった形で就労していくか、先ほど部会長からお話がありましたように、法定雇用率が7月から上がります。そうした中で、今までよりも、障害のある方を雇用していく、どうしていくかというのが、今後の課題になっている中で、中野区、新宿区と杉並区とハローワーク、5事業所ぐらいで、毎年、雇用促進に関してどうしていくか、これまでは障害を持った方、ご本人に対して講座を行ってきたのですが、なかなかそれだけでは厳しいだろうということで、雇う側として、昨年あたりから変えていきました。今年度も実施します、人事担当者や企業のトップなど、ご本人だけではないところをしっかりと理解してやっていく必要があるだろうと考えています。ご本人に対しては、かなりいろいろな企業や場所で、そういったことが充実していますので、そんなところも進めていきたいと考えています。以上、ご紹介でした。

○綿部会長

ありがとうございます。今のお話の中で何かありますか。

○田村委員

今のすばらしい取組を聞かせていただいてよかったなと思いつつも、企業では最近、障害者を農園で、個別に障害者を集めて、障害者雇用にしています。最近もニュースになっていましたけれども、在宅で適当なことをさせて、本当は社員なのに、従業員とは誰とも連絡をとってはいけないとか、ちょっと間接的な事業者も増えているようなことをニュースでもよく見聞きするので、どうしていったらいいのかなと思っています。私も普段は産業保健分野で活動しておりますので、現場でも悩んではいるのですが、現場ではどういうふうな肌感でいらっしゃるのか、少しお聞きしてもいいですか。

○伊藤（廣）委員

障害者福祉事業団では、限られた職員の中でやっており、企業に渡して終わりではなくて、生活全般までは見られないにしても、企業の中でうまくいかなければ、当然企業の中でやっていただくものは、やっていただきますし、相談があれば、その後のアフターフォローもしているような形になっていますので、そこをうまく活用できればいいかと考えています。

○綿部会長

今、障害者代行ビジネスがはやってきていて、多分、雇用率が上がったので、さらに増えるだろうなと感じています。一方で、あれが本当にいけないことなのかという議論があります。これは、S E L Pの全国大会で、議論になりました。つまり、別に障害者は働かなくてもお金をもらえるみたいな仕組みをつくってしまうと、障害者はお金をもらえます、企業も雇用率を達成できます、これがウィン・ウィンではないかという話があります。

一方で、障害者は働かなくてもお金をもらえるのはどうなのだという考えがあります。一般の社員とはクローズして、それをやっていくのは、ニーズがあるところにビジネスは出てしまうから、理論的には成り立ってしまっています。でも、これは倫理的にはおかしいんじゃないのみたいなディスカッションがあります。実は、代行ビジネスは、決して今、簡単に答えが出ないです。雇用率が7月から上がりますから、代行ビジネスがどんどん増えるだろうなと考えています。これはもちろんいいことではないと思うのだけれども、これをどうやって取り締まるのかという話です。

○伊藤（廣）委員

企業としては営利目的になることが一番問題ですよ。

○綿部会長

まさにそうです。そんな簡単に、ディスカッションできません。これは難しいです。代行ビジネスいい派の人もいます。誰も困っていないではないかという話が出てしまいます。僕はあまり賛成派ではないです。だから、S E L Pあたりでもすごい問題になっています。

そのほか、いかがでしょう。

○保田委員

この調査票は、例えば視覚障害がある方が点字版をもらえるのでしょうか。あとウェブで、イマーシブリーダーみたいなものはありますか。二百何ページか、視覚障害が4.何%ですという回答があります。もちろん無回答の方もいるので、実際にどれくらいか分からないですけど、回答のしやすさの影響があるのかなと思って、伺えれば幸いです。

す。

○堤障害福祉サービス担当課長

点字版はつくってなくて、誰でも読みやすくするために、今回、全部の漢字に読み仮名を振るという工夫はしています。

○保田委員

ありがとうございます。

○綿部会長

では、議題（４）「中野区障害者計画、第７期、第３期」について、事務局よりご説明をお願いします。

○高津障害福祉課長

議題（４）「令和７年度『中野区障害者計画、第７期中野区障害福祉計画、第３期中野区障害児福祉計画』の進捗状況について」、ご説明します。資料が、資料は４－１から４－６の６種類です。本議題では、障害福祉分野の三つの計画について、計画期間がそれぞれ令和６年度から令和８年度まで３年間ですので、その計画で定める成果指標や、施策、主な取組等について、中間報告として、令和７年度の実績・進捗をご報告します。

まず、中野区障害者計画について、資料４－１をご覧ください。障害者計画における各施策の自己評価を一覧にまとめています。基本施策１から５まであるのですが、先ほど部会長から、どうしても行政としては必ず○になってしまうとありましたが、こちらほとんど項目を○と評価しているところです。

ただ、１項目だけ、基本施策５、施策２の項目一つを△としています。この項目は、資料４－２の２２ページに記載しています障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等の主な取組の３番目、障害児相談支援体制の充実におけるセルフプラン解消のための障害児相談支援事業所への支援という項目です。中野区では、こちらの補助事業によりまして、中野区内の障害児相談支援事業所に対し、障害児支援利用計画案を年度内に２０件以上作成した事業者に対し補助金を交付しておりますけれども、増加を続ける障害児通所利用者に対して、障害児相談支援事業所による計画作成が思うように進んでおらず、セルフプラン作成者の割合が横ばい程度にとどまったために、△と評価いたしました。

資料４－１の３ページは、基本施策ごとに定めた評価指標に対する結果を計画策定時からの今日までの推移が分かる一覧としてまとめたものです。前半で、基本施策１から５まで、基本ほとんど○で評価したと申し上げましたが、こちらでは、計画策定時から現状維持が低下したもの、または同等の事業であったものについて、進捗区分の欄に米印で記載しています。

続いて、資料４－２をご覧ください。こちらは、障害者計画に係る施策の取組状況等を基本施策順にして記載しています。まず資料の３ページをご覧ください。基本施策１障害者の権利擁護について、主な取組④障害の差別解消推進の取組として、理解促進、普及啓発活動を行いました。先ほど伊藤委員からご紹介いただきましたように、この中でいろいろな取組をしたところを記載しています。先ほどご紹介いただいたもの以外にも、中野区内の民間事業者や中野区民向けに、障害理解促進ワークショップを開催しています。また、職員に対しても、２年目の職員と管理職候補者向けにも開催しています。いろいろな事業を小・中学生、中野区民、中野区内事業者、自治体公務員向けに行った

結果、成果指標１の障害がある人に対する理解が「ある程度進んでいる」、「十分に進んでいる」と回答した人の割合は、計画策定時の３１．９％から３４．２％まで増加しています。

一方、障害者差別解消法の名前を知っているかに対して、「知っている」と回答した人の割合は減少しています。そのため、差別解消推進のために、当事者へ向けた周知も強化していく必要があると考えてございます。

続いて、資料の８ページと９ページをご覧ください。本日の議題にも関係している福祉人材の確保・育成についてご説明いたします。福祉人材の確保としては、東京都のホームページを活用して、周知活動や、委託事業者に東京都の障害福祉サービス等職員居住支援特別手当相当にあたる処遇改善を見込んだ予算の確保を行ったことに加え、訪問系の障害福祉サービス事業所に向けたアンケート調査を行っています。福祉人材を育成するところでは、福祉サービス事業所向けの研修を年に１０回開催し、自立支援協議会での研修実施や、福祉人材の確保のための講演の開催等も行いました。

このほか、各施策にて各取組も実施しているところですが、８ページに記載の成果指標における現状値としましては、芳しくないと思っていまして、引き続き、計画策定時から数値としては低下するという結果になっています。

６ページの成果指標１については、１２％まで減少させることを目標としていますけれども、結果は３１．２％と増加しています。中野区としましては、障害福祉サービスのあらましをまとめた冊子を作成して、窓口で配布したり、区役所以外の施設や区民活動センターなどで配布したり、ホームページ等でも公開していたりしているところですが、「サービスを知らない」、「利用方法がわからない」という結果になっています。今後は、障害当事者や、家族、介助者の方へ、必要な情報が届くよう、周知、啓発を強化していく必要があると考えています。

次に、１４ページから１７ページをご覧ください。基本施策４、障害者の就労の支援について記載したものです。主に障害者福祉事業団へ委託あるいは補助という形で、事業を展開しています。こちら伊藤委員からご紹介がありましており、就労相談、職場実習就援、定着支援等を行う障害者の就労・雇用促進事業、障害者の就労施設向けの仕事の受注先の開拓を行っています。そして、各施設への分配、納品の取りまとめ等を行う、障害者の就労施設にかかる共同受注・促進事業の実施や、特別支援学校に向けては、在学中から卒業後までの継続的な就労支援を行う連携事業等を委託して実施しています。

加えて、障害者等の実習を受け入れた事業主に対して、奨励金を支給することで、実習を受ける機会の拡大、並びに就労及び職場への定着の促進を図っています。先ほどのような障害者の就労形態があるというお話でしたけれども、中野区としましては、実際に、企業で一緒に働いてもらえるような環境をつくっていくことを進めています。

この結果、成果指標１については、計画策定時より増加しましたがけれども、成果指標２は、中野区障害者就労センターによる一般就労数を指していますが、いろいろ働きかけをしたものの、数値としてはあまり変わらなかったという状況です。就労を希望する障害者の個々の特性を理解、考慮する必要があることと、企業とのマッチングがうまくいかず、採用まで至らなかったことが主な理由と考えています。

施策１から４までは以上です。

○堤障害福祉サービス担当課長

基本施策５、障害児支援の提供体制の整備について、ご説明します。１８ページです。施策の主な取組について、取組状況と今後の課題について、簡単にご説明します。１９ページをご覧ください。施策１の主な取組の①中野区版児童発達支援センター機能の充

実です。令和7年度の取組状況と自己評価の上から二つ目のイで、新たに児童福祉法に基づく児童発達支援センターを設置するため、「中野区基本計画」及び「区有施設整備計画」に施設整備を位置づけ、検討を行いました。今後も引き続き整備に向けて検討を進めてまいります。

次に、20ページをご覧ください。主な取組、②ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援です。民間事業所による保育所等訪問支援の実施促進のため、開設経費を補助することにより、新たに2事業所が開設いたしました。学校側の理解を得られるように、関係会議等を通じて支援の説明や周知を行います。保護者に対しても就学後も利用できるサービスであることについて、丁寧な情報提供に努めてまいります。

続きまして、21ページをご覧ください。主な取組、③障害や発達に課題のある子どもの保護者・家族への支援です。在宅レスパイト・就労等支援事業につきましては、令和8年度実施に向けて利用時間数や実施場所等制度の拡充を検討し、予算化いたしました。今後もさらなる拡充の実施可能性について検討を行ってまいります。

同じく21ページ、施策2、主な取組の②重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保です。重症心身障害児等を受け入れる障害児通所支援事業所の誘導整備のために、令和8年5月開設の新規事業所に対し、開設準備経費の補助を行いました。今後も安定的な運営を継続できるように、看護職員の配置に係る補助等、引き続き必要な支援を行ってまいります。

最後の22ページ、主な取組、③障害児相談支援体制の充実です。障害児支援利用計画案を年度内に20件以上作成した事業者に対し補助金を交付しています。令和7年度は昨年度に比べ、1事業所が増加して8事業所に対し補助金を交付いたしましたが、障害児相談支援事業所による計画作成が思うように進んでおりませんで、セルフプラン作成者の割合は横ばい程度になっています。こちらの今後の施策については、18ページに指標を設定しております。成果指標の障害児通所支援事業所で作成された割合は、計画策定時の令和4年度から比較して、今年度は低下している状況です。

22ページ、施策3の主な取組、①医療的ケア児の協議の場やコーディネーターの配置です。「支援地域協議会」を年に4回開催しておりまして、関係機関と情報共有や協議をしています。医療的ケア児の専門相談窓口の設置をはじめとして、次年度の新規事業につきまして、専門的な知見から意見を聴取したところです。今後も、医療的ケア児の受入体制の拡充について、検討を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○高津障害福祉課長

では、続きまして「第7期中野区障害福祉計画、第3期中野区障害児福祉計画」の進捗状況について、ご説明します。

資料4-3と4-5をご覧ください。こちらは、それぞれの計画の成果目標の達成状況を表したものです。これは、法に基づく3か年の計画で、共通の指針に沿って定めた成果目標に対して、令和7年度分の実績値を記載したものです。

次に、資料4-4と4-6につきましては、それぞれの計画のサービス量の実績を表したものです。それぞれの計画に定める法定のサービス等にかかる3か年の目標値に対しての実績値の推移を示したものになっています。これらは主に実績値の推移ですので、詳細は、資料をお読み取りください。

議題4の進捗状況のご報告は以上です。

○綿部会長

ありがとうございます。資料4-3から4-6は、非常に重要な資料だと思うのです

けれども、果たしてこれでいいのですかというところは、指摘しないと多分変わらないですよ。そのところはいかがですか。

○中村委員

障害福祉計画ですので、当然、量や数を目標に掲げるというのは、とても重要な計画になるのだろうと思うのですが、結局、障害のある人たちを特別な集団として見ていることが一方であると思うのです。特別なニーズにどう応えていくかということに視点を落としていかないと、例えば入所施設の数減らして地域に送る、また、いわゆる支援事業所の数を増やして、利用者数を増やすことで本当にいいのですかという側面もあると思うのです。労働市場にちゃんと生かしていこうという取組が国の中にはあるにもかかわらず、施設を増やしていくという計画そのものをつくるのが、本当に正しい計画なのかについて、根本的に議論していかないと、障害のある人たちをやっぱ特別な目で見てしまうのではないかなという懸念を持ちます。

冒頭で、「身近な存在で」と部会長がおっしゃいましたけれども、障害のある人たちが身近にいることを前提に組み立てていくと、計画そのものも大きく変わっていくのではないかなと思うのです。

具体的に国の指針が示されている中で、東京都の中で中野区の計画はどのように組み立てていくかということは、非常に難しい側面もあるかと思うのですが、考え方を少し整理していく必要があるのではないかと思います。

具体的な意見ではなくて大変申し訳ないのですけれども、そんな印象を持ちました。以上です。

○綿部会長

ありがとうございます。恐らく今の議論をしていかないと、多分、第8期中野区障害福祉計画、第4期中野区障害児福祉計画は、形だけのものになっていくのだろうなと思ってしまいます。この見込み量が、果たして本当に見込みとして、足りていないのか、足りているのか、厳しいことを言えば、自己評価は○ではなくて△か×だと、思ってしまうのです。だから、2022年と2025年でパーセンテージが変わっていないというのは、逆に、一般就労は14ページの59人で、次は71人にしようとするのは無理でしょう。でも、これを自己評価で見れば、○になっているのです。果たして、これは本当に形だけのものですかと中野区の姿勢を聞きたいです。つまり今の中村委員のお話はとても重要で、次期計画はどこに立てていくのかという話は、とても大切な考え方だと思うのですが、サービスに対する考え方も含めて、いかがですか。

○高津障害福祉課長

障害福祉計画と障害児福祉計画は、先ほど中村委員がおっしゃっていたように、法定の項目をしなければいけないというところで、なかなか、全くガラリと変わったものにはできないにしても、中野区としてどういう方向性を示していくのかは、何かしら書き込んでいかなければいけないと思ってございますので、そこをどう表現していくかをこれから検討していきたいと思っています。

○綿部会長

例えば重点項目を挙げていくとか、中野区の重点項目は何ですか。次期計画で、国の指針があるから、国のほうで挙げていくのでしょうか。ただ、僕はどちらかというと現場の声をたくさん聞いているので、中野区のお母さんたちやいろいろなところから聞いていると、本当にこれでいいのですかとか思います。お母さんたちやご本人の考え方が、

自分のことは自分でやっていこうねという方向でいくのだったら、サービスを減らしていくことだって、いい意向だと思うのですね。このあたりは、ちゃんとディスカッションするべきと考えています。

○中村委員

もう一つよろしいですか。

○綿部会長

どうぞ。中村委員。

○中村委員

4月28日に財政審から意見、答申が出ているのですけれども、障害福祉サービスは、事業所も利用者も、格段に増えているわけです。民間企業やNPO法人が入ったりして、サービスが10年前からもう2倍になっているという話があって、抑制しなさいという方針が出ているのです。要するに、お金を使わないようにしてくださいと言っています。事業所が増えている中で、サービスのお金を抑制すると、サービスの質の低下が見込めるわけです。これをどうするのかというと、基本的には、サービスの質を違うものにしていかなければならないだろうということです。そのためには、民間企業の中で働く場所をつくったり、教育の場も、通級の中で受け入れたり、ほかの障害のない者たちが利用しているサービス、いわゆる社会の中で生きていくためのサービスが、障害のある人たちにも提供されるような環境をつくっていくということで、お金は抑えられるという結果的な話をしていかないと、お金だけ抑えて、厳しい条件で事業所が経営するということは、避けなければいけないと思います。

○綿部会長

これは非常に大切です。今のお話をしていかないと、増えてばかりいきますから。抑制に国は入っていますが、質の問題も、計画には盛り込まないといけないのかなと思います。

そのほか、いかがですか。

○伊藤（か）委員

私も重点を考えていく必要があるのかなと思うのですが、資料4-2の施策2、主な取組③障害児相談支援体制の充実で、自己評価が△になっていまして、中野区としては少し重点的に考えていきたいとお考えなのかなと思っています。セルフプランの解消に向けて、引き続き、相談支援専門員の強化・充実を図っていくことは具体策として、本当にこれで△が○になっていくのかと考えました。

質的に、こういったところが難しいのか、課題をもう少し深掘りして整理した上で、具体的な対策を考えたほうがいいのかではないのかなと考えました。具体的な案はないのですけれども、課題をもう少し整理して、どういうふうにしていくのか、もう少し質を上げて考えていったほうがいいのかないかなという意見です。

以上です。

○綿部会長

ありがとうございます。セルフプランが全然減っていないという問題に関して、事務局のほうは、いかがでしょうか。

○堤障害福祉サービス担当課長

確かに、どういう現状があって、それに対してどういう課題があって、しっかり深掘りをして分析をした上で、どういう手立てがあるか、事業につなげられるのかを検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○伊藤（か）委員

そのあたりを整備すると、相談支援専門員の増員や育成だけではないほかの案もあるのではないかなと考えます。この方法は、難しいと思いますので、そういったことを考えていくといいのではないかなと思いました。

○上西委員

セルフプランを選ばざるを得ないのは、早くサービスを受けたいとか別の事情が、相談支援専門員の計画相談を待っていないで、早く療育に乗せたいがためにセルフプランのほうがいいという事情が現場的にあるのではないのでしょうか。

○堤障害福祉サービス担当課長

実は、先ほどの障害福祉サービスの意向調査なのですが、136ページに、「サービス等利用計画作成についてご要望やご意見などありましたら、ご自由にお書きください」ということを、発達支援等調査の中でやっています。事業所の対応について、21件の意見があったのですが、相談支援事業所の計画作成に空きがなくて、複数の事業所から面談まで3か月から半年以上かかると回答がありました。「時間がかかる」から、セルフプランにいかざるを得ないのではないかなということもあると思うので、相談支援専門員の確保とか育成も大切だと思うのですが、そもそも事業所があまりないとか、制度自体がどうだったのかとか、手続とかも、いろいろ含めて検討していかないとけない問題なのかなと認識しています。

○綿部会長

伊藤委員、上西委員が言われたところは、本当に大切に、本質はどこにあるのですかと言わないといけません。例えば、先ほど時間がかかりますというところです。時間がかかりますというのは、本当にそうで、最初のドクターの診断を受けてから、心理判定が入って、診断確定があります。ここがすごく時間がかかるのです。これはどこもそうで、ここを何とか短くすれば、ドクターに確定してもらって、手帳をもらえると児童発達支援につながるわけですが、セルフプランに行かざるを得ない現状があって、先ほど相談支援専門員を増やしたからといって、時間がかかるという問題を解決していく、本質的なところを見ていくことは、とても大切だと考えます。

診断確定しないと絶対に手帳はもらえませんので、児童発達支援に行けません。手帳がない限りは、経過相談に乗って、行く、行かないという問題は、本当はできるのだけれども、そこに意識がたどり着かないから、サービス等利用計画は、専門家がどんどん介入できるものではないですか。だから、時間がかかりながら、うまくつなげていないという大きな問題が重なって、多分セルフプランに行ってしまうわけです。そのあたりは、本当に分析したほうがいいのだろかなと思います。

サービス等利用計画がもっと気軽なもので、専門家として、家族が近い存在なのだよ、手帳がある、なし関係なく行けるはずの意識を本質的に変えていかないと、どこの区市町村も、セルフプランが減らないです。

うまくいっている区市町村は、うまく相談支援専門員がつなげています。だから、本質は、検討されたほうがいいかなと思いました。

○北垣委員

中野区の場合は、療育相談を受けると、ほぼ手帳をもらえるということで、非手帳所持者の割合が、とても多いことが分かります。親御さんが、子育ての中で困り感があって、療育相談を受けてつながるよさはあるとは思いますが、一度獲得すると、なかなか手放せない親御さんもすごく多いように感じている中で、いくら相談支援専門員を増やしていてもと感じます。いろいろな面で見えていかないと、多分、中野区は病院にかかる時間があまりないので、綿部会長が思っているよりは短いと思います。

ただ、すぐ受けて親御さんがいると、申請からどうしても1か月ぐらいはかかります。対応できる事業者の数は、支給に対して圧倒的に少なくなってしまう。

○綿部会長

支給は出るのですか。

○北垣委員

中野区は出しています。

○綿部会長

ということは、それに対応する事業所がないという話ですか。

○北垣委員

相談に対応する、児童相談所、児童発達支援、放課後デイサービスは増えていますが、相談を増やすことが、なかなか難しいようです。うちは相談を主にやっていますがお話ししていく中で、卒業していく人ももちろんいますが、やはり獲得したところで手放すのが難しいおうちもあるかなという気はします。

もちろん障害が重かったら、放課後デイサービスを週5日は使いたい気持ちも分かるので、調査票はとてもいいのかなというのと、手帳の所持者がどう思っているか、障害が重たいとどう思っているかとかというのが、すごくよく見えると思いましたが、簡単に数字だけを追う話ではないと思っています。

○綿部会長

そうですね。136ページに書いてある面談まで3か月から半年以上かかる回答があると、中野区はそうではない、とりあえず支給は出るという話であれば、支給後の問題ですね。

○北垣委員

そうです。療育相談を受けるまでに1か月、2か月かかるから、長いとトータルで3か月ぐらいかかってしまいます。

○綿部会長

療育相談や心理判定を含めてということですよ。

○北垣委員

そうです。受けるまでの期間が少し長いところはあるかもしれません。

○綿部会長

よく、心理判定にすごく時間がかかって、予約が入らないと言われます。

今みたいに、いろいろな視点の中で、セルフプランが減っていない理由が多分あると思うので、市町村単位で検討されたほうがいいのかと本当に思います。中野区独特の何かがないのかなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○松田委員

皆さんのお話を聞いていて、感想と質問をさせていただきたいと思います。私のところは、精神障害を中心に地域移行をしています。

資料４－３の先ほど触れたグループホームの数のところを見ていて、今の議題と同じことを考えてしまうのですが、目標値は少しずつ増えていっているわけですが、今、地域移行でも、移さなくてはいけない方が、大体８０人ぐらいいるとして、この方たちを受け入れるためには、１２３プラス８０ということで、単純に言って、あと１０か所つくらなくてははいけません。そうは言っても、残してくる方たちが、そのグループホームが、最後のついの住みかになるのはまたちょっと違うのではないかなと思っています。ということは、地域移行するためには、グループホーム以外の施策が、必要ではないかなと思っています。

質問は、１３ページの精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取組について、取り組んでいただいている。特に、保健所で行われている中野区の地域精神保健連絡協議会の中でたくさんの方が意見交換されていることが分かっております。

ただ、実態として、私たちは現場にいて、この会の内容が全然分らないです。検討を行っていることは十分分かるのですが、検討で終わらせるのか、それとも実働の体制をつくっていくのかをお伺いしたいです。今すぐつくれということではないのですが、今後の予定をお伺いできればと思ひまして、意見とします。

○綿部会長

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○高津障害福祉課長

地域精神保健連絡協議会は、保健予防課が主催しているので、今後どうしていこうかというところは答えられないのですが、方向性は宿題とさせていただきます、次回、ご回答できたらと思います。

○松田委員

もう一つ、この「精神障害者にも対応した地域包括」の事業は、保健の分野なのか、それとも福祉の分野なのかというところで、答えとしては、恐らく両方混ざったものと思うのですが、福祉の分野でのご意見をぜひつくっていただいて、何かしら地域に戻ってくる方たちが、地域の中で長く生活できるような体制をつくるのが「にも包括」だと思っていますので、ぜひご検討いただければと思います。

○綿部会長

今、実際にグループホームが、ついの住みかでないようで、通過タイプのグループホームや精神の方の、今地域の中の受け皿としてというのは、例えばどんなものがあるのですか。

○松田委員

うちでは、通過型をやっているのですけれども、大体、希望としては半年で出しています。中野区では、居住サポートやいろいろな体制をとって、プレ事業もありますし、その中で一般のアパートに住んでいただくことに力を入れています。

いろいろ課題がたくさんあるのですが、その流れで、決まらないことはあまりないのではないかと考えていて、その中でも不動産屋や大家にご理解いただけているところに力を入れてやっている形で回しています。

○綿部会長

きっと右肩上がりなのですね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○伊藤（か）委員

前の審議のときに、ホームページも見やすく、いろいろな情報にアクセスしやすくできるように検討するお話もあったと思うのですけれども、やはりこれは、意向調査を見ても、「分からない」とか、「知らない」とか、「難しい」とかが、言葉としては非常に多いと思うのです。

難しいことは承知で言うのですけれども、中野区はA Iの導入はされないのですか。何かについて聞いたら、じゃあ、この相談は、「どこどこです」とか、「さわやか何とか」は、それは何ができるのですかといったら、「こうこうこういうことができますよ」とかを端的に教えてくれるとか、情報にアクセスしやすい取組は、どうしているのでしょうか。人がきちんとやらなければいけないことと、そうでないこととを、機能的に分けて、かける予算も少し変えるといったら変ですけれども、必要なのではないのでしょうか。

相談になかなか入れないところも、どういう枠で相談の時間帯があるのか、どこがもう埋まってしまっているのかを見て分かるようにするとか、そういった工夫ができないのかと考えました。

いろいろなことが見えてくると、ここがちょっとあれだよねとか、いろいろなことを複合はしているけれども、この情報にアクセスするときには、こういうことを皆さん聞いているよねとか、こういうところが分かりにくいんだねとか、相談に入るときに、やっぱりいっぱいなんだよねとかがもう少し分かりやすく、整理しやすくなるのではないかなと思いました。

昨今、生成A Iが活躍しているので、中野区版のシステム開発はないのかなと思いました。

○綿部会長

今は、国はI C Tとか、高齢分野はどんどん進んでいます。障害分野はどんどん遅れています。国は生産性向上という名のもとで、I C Tを入れないと単価を下げられてしまうので、障害分野も多分動いていくと思うのですが、いかがでしょうか。

○堤障害福祉サービス担当課長

中野区のホームページに、「質問にお答えします」というナカノさんがいまして、クリックすると「質問を入力してください」というところと飛んで、例えば「引越し、住民票」と入れると、そのホームページに飛ぶなど、なるべくアクセスしやすい工夫を進めてはいるのですけれども、どうしても欲しい情報が手に入りにくいとか、ホームページの作り自体が難しいとか、うまく探し出せないことは、課題としてあると思うので、必要な人が、必要なサービスを受けられるような工夫は、引き続き検討していきたいと思

っています。

○綿部会長

ありがとうございました。すごく貴重な意見だと思います。このＩＣＴの問題も、どう仕入れていくかが、多分解決の中に入ってくるのかなと思います。

○高津障害福祉課長

今日は残り１０分ですので、議題（５）、（６）を次回以降に送るところでお願いできたらと思います。

○綿部会長

今日はお時間が来ていますから、一度議題は切らせていただきます。事務局や委員の皆様から、情報提供はありますでしょうか。

○中村委員

質問と提案です。中野区役所の中で障害者の雇用率は、どの程度あるか分かりますか。

○高津障害福祉課長

即答はできないのですが、調べれば分かります。

○中村委員

積極的に採用していただけないでしょうか。もちろん公務員試験ですので、一定のハードルがあって、それをパスしないと雇用できないでしょうが、身体の方は時々見受けられますけれども、知的障害の方、精神障害の方も、区役所の中でちゃんと働いている環境、モデルをつくってもらうことで、人材確保の部分について、障害のある人たちが、いきいきと働いている職場を見ると、支援する現場にも、働きがいがある人たちが集まるような気がするのです。ですので、積極的に採用を検討していただけないかなという提案です。以上です。

○綿部会長

雇用率等は、また次回に教えていただければと思います。

○伊藤（廣）委員

ただいまの中村委員の質問なのですが、今までも当然、身体障害とかはあったのですが、実は今年度から、今後、拡大するのかわかりませんが、区役所で、就業の専門部署を開始したと聞いています。うちの就労担当で紹介しています。

○中村委員

表舞台に出してもらいたいですね。

○綿部会長

専門部署があるのですか。

○綿部会長

障害を持たれた方が業務をしているのですね。

○中村委員

障害のある人たちだけが集まって働いている部署があるのですか。

○伊藤（廣）委員

アドバイザーではなくて、指導員はいるのですけれども、障害の業務を、何を切り出していったらいいかというところを、今年度からたしか開始したと聞いています。

○堤障害福祉サービス担当課長

そういった部署の説明も含めて、もう一度ご回答という形でお願いします。

○綿部会長

そうですね。

○松田委員

今の質問に付け加えて、国や東京都がどういうサポート体制を組んでいるのか、私たちも知っているのですけれども、中野区は分かっていません。ぜひ、次、ご回答いただけたときに、どうサポートしているのかを教えていただければと思います。

○伊藤（か）委員

もちろん中野区役所の中で働くことも、すごく貴重だなと思うし、大切だなと思うのですけれども、この変わりゆく中野で、まち全体でもっと自然に、普通に働くということに溶け込んでいけないものだろうか、私は思うのです。人材不足で、外国人がものすごく多いではないですか。コミュニケーションがなくなつて、ちゃんと仕事になっていますよね。

それを考えると、マッチングするところはあるのではないのでしょうか。このまちの中でもう少し自然に、別に時短でもいいし、8時間ではなくても、何かもっと自然に溶け込んで働けるような、そういったまちづくりのほうがすてきな気がします。

○綿部会長

いいですね。

○伊藤（廣）委員

最後に私が言いたかったのは、障害がある方も、地域の中で暮らしていく話が先ほど出たと思うのですけれども、実は、住宅課長もやっていたして、住宅分野と、福祉分野で、居住支援協議会を実施していました。行政、地域、民生委員、居住支援法人で、いかに地域の中で生活ができるかを中野区で検討しています。

○綿部会長

いろいろな住み方の選択ができる居住選択支援みたいな、入所、グループホーム、家族支援、ひとり暮らし、いろいろ選べるのが僕は大切だと思っています。その中の1つの選択ができることは、すごく重要と思ったところです。

○伊藤（廣）委員

住宅確保要配慮者に対して、中野区では設置しているようなので、多分協議されているところであるとは思いますが。

○綿部会長

居住の問題はどこかであるのかもしれないですが、本当に重要な課題ですね。国がグループホームについて次期計画でも出し始めているわけですから、本当にグループホームだけかと思っていますけれど、いろいろな選択肢があっていいかなと思います。

では、本日の議題は以上で、残された議題については、次回以降ということで事務局に、整理していただきます。

○綿部会長

それでは、第2回の部会を終了したいと思います。ありがとうございました。お疲れさまでした。